

第Ⅲ章 中間見直し策定への市民参画

中間見直しにあたっては、「多摩市自治基本条例」に則り、以下の市民参画の手法を通じて、市民の皆さんの意見を聴取しながら、計画を策定しました。

1. 多摩市みどりと環境審議会

①審議経過

回	開催日	主な内容
1	平成28年8月5日	中間見直しに関する諮問
2	平成28年9月30日	自然環境分野に関する施策取組実績・中間見直し施策
3	平成28年10月27日	地球環境分野に関する施策取組実績・中間見直し施策
4	平成28年12月16日	生活環境分野に関する施策取組実績・中間見直し施策
5	平成29年1月19日	環境情報分野に関する施策取組実績・中間見直し施策
6	平成29年2月9日	中間見直しに関する答申

②委員名簿

平成29年3月31日現在

職名	氏名	区分	備考
会長	沼田 真也	学識経験者	首都大学東京都市環境学部准教授
職務代理	松井 英輔	学識経験者	元東京都建設局公園緑地部計画課長
委員	江尻 京子	学識経験者	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター長
委員	篠田 真理子	学識経験者	恵泉女学園大学人間社会学部准教授
委員	仙仁 径	学識経験者	公益財団法人多摩市文化振興財団事業課学芸員
委員	池田 和夫	市民代表	多摩グリーンボランティア森木会
委員	伊野 重幸	市民代表	公募市民
委員	大木 貞嗣	市民代表	公募市民
委員	古園 紀子	市民代表	公募市民
委員	森本 由美	市民代表	多摩市自治連合会
委員	金子 亨	関係行政機関職員	東京都環境局多摩環境事務所長
委員	小島 正禎	関係行政機関職員	東京都地球温暖化防止活動推進センター長
委員	中尾 信行	関係行政機関職員	東京都西部公園緑地事務所工事課長
委員	塩野 正明	事業者代表	東京ガス株式会社多摩支店
委員	高無 保雄	事業者代表	多摩商工会議所常議員
委員	小形 利雄	行政委員会	多摩市農業委員会農業委員
委員	谷代 美保子	行政委員会	多摩市教育委員会教育委員

(会長及び職務代理を除き、氏名は区分内五十音順)

③諮問及び答申

多摩市みどりと環境審議会へ諮問し意見を求め、答申がありました。

■諮問

28多環環第206号

平成28年8月5日

多摩市みどりと環境審議会

会長 沼田真也 殿

多摩市長 阿部裕行

多摩市みどりと環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

標記の件について、多摩市環境基本条例第18条第2項、並びに多摩市みどりの保全及び育成に関する条例第12条第2項に基づき、下記事項について貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

多摩市みどりと環境基本計画の中間見直しについて

諮問理由

多摩市みどりと環境基本計画については、その計画期間を平成24年度から平成33年度としておりますが、中間年（5年後）にPDCAサイクルを踏まえた中間見直しを実施することとしています。

つきましては、貴審議会より多摩市みどりと環境基本計画の中間見直しについて、ご意見をいただきたく諮問するものです。

■答申

平成29年2月9日

多摩市長
阿部 裕行 殿

多摩市みどりと環境審議会
会長 沼田 真也

多摩市みどりと環境基本計画の中間見直しについて（答申）

平成28年8月5日付28多環環第206号において諮問がありました、多摩市みどりと環境基本計画の中間見直しについて、下記のとおり答申いたします。

記

多摩市みどりと環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、その計画期間を平成24年度から平成33年度とされ、中間年（5年後）にPDCAサイクルを踏まえた中間見直しを実施することとされています。

本審議会では、多摩市が基本計画の中間見直しを策定するにあたり、本市のみどりと環境を取り巻く状況の変化と課題の検討を始めとして、平成29年度から5年間の施策の推進に向け、施策実施状況の点検・評価を行いながら、市からの中間見直しに対する考え方等について6回の審議を重ねてきました。

こうした審議の経過を踏まえた上で、諮問がありました多摩市みどりと環境基本計画の中間見直しについて、意見を別紙により申し上げます。

なお、本審議会からの意見は十分尊重した上で基本計画を見直し、多摩市がめざす環境像『循環と調和のまち みんなで創る多摩 一和（WA）と環（WA）と輪（WA）一』の実現と、市のみどりと環境を持続的に維持し次の世代に引き継いでいくため、市長の強い信念のもと、基本計画の目標を着実に達成し効果が発揮されることを要望いたします。

(答申別紙)

多摩市みどりと環境審議会
多摩市みどりと環境基本計画の
中間見直しについて
(答申)

1. 自然環境分野

施策方針A：生物多様性に配慮したまとまりあるみどりの保全

○施策01：生物多様性の確保に関する取組みの推進

・取組み項目①：生物多様性の確保に向けた体制づくり

我々の暮らしを支える根幹である生物多様性を確保するには、単にその場の自然環境を守るだけでなく、恩恵を受ける社会全体でその価値を理解し、守る行動をしていくことが必要不可欠である。

地方公共団体の役割としては、生物多様性基本法により、「生物多様性地域戦略」の策定に努めなければならないとされ、また、多摩市は平成27年3月に報告した「多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み」で、今後、「多摩市版生物多様性ガイドライン」などの策定に取り組むこととしている。

現基本計画における市民の関心を高める普及啓発等では取組みが十分とはいえない面があるため、本中間見直しにおいて、市民・事業者・行政の各主体が取り組む一定の指針やルールを「(仮称)多摩市生物多様性ガイドライン」として策定し、それにより生物多様性の確保を推進していくことには異論はない。

しかしながら、それぞれの主体が生物多様性について認識し様々な取組みを進めていく必要があり、策定後のガイドラインへの関わりについても言及したほうがよい。

なお、ガイドラインの内容について、基本理念だけでは実用的なものにならない可能性があるため、市民等が分かりやすく使いやすいものになるようにペットの飼育やガーデニングでの配慮行動等の具体的な取組みを、教育と連携しながら、ガイドラインとして定めていくことが非常に重要である。

策定するガイドラインは、基本計画の計画期間である平成33年度までのものとして、平成34年度からスタートする新しい基本計画に「生物多様性地域戦略」を盛り込み、その時点で発展的解消をする考えとのことだが、そのガイドラインにより活動への道筋や取組み体制を構築して推進し、次のステップである地域戦略の策定にもつなげ、今後も将来にわたって自然の恵みを楽しむよう、より良い環境の創出に取り組まれない。

・取組み項目②：生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成

生物多様性に寄与するみどりの拠点と軸の形成に、既存の公共緑地とともに民有樹林の保全に引続き取り組まれない。

- ・取組み項目③：生物環境の把握とデータバンク化

生物多様性に関する取組みには、定期的に多摩市内の生物環境の状況を把握することが不可欠であり、本中間見直しにおける「(仮称)多摩市生物多様性ガイドライン」の策定、さらに将来的にはこれを「生物多様性地域戦略」へつなげていく中では本取組みの重要性は増している。

平成15年度に実施された市内に生息する動植物の調査以降は、川の生き物調査等を除き、調査が限られているが、場所や種によって生息環境等が変化していると考えられるため、本中間見直しで、調査を定期的実施していくとともに、調査対象種の拡大を図ることは大変重要であり、ぜひ取組みを推進されたい。

なお、市民や多摩市だけでの本格的な調査は困難であり、事業者への協力を働きかけることを検討すべきであるほか、データバンク化については、調査結果が活用されるように工夫することも重要である。

○施策02：拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全

- ・取組み項目①：法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全

様々な法制度を活用しながら、民有樹林の永続的な確保を推進され、できることなら公有樹林としての確保も目指されたい。

- ・取組み項目②：その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全

行政区域境周辺には良好な民有樹林が存在し、周辺・関係自治体とのつながりなどを通じて、新たな手法による保全方策の検討をしながら保全に取り組まれない。

○施策03：まちなかの民有樹林の保全

- ・取組み項目①：緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全

保全が望ましい比較的小規模なまちなかの民有樹林は、現行の取組みを継続しつつ、新たな手法による活用方策等を検討しながら保全に取り組まれない。

- ・取組み項目②：その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全

周辺・関係自治体とのつながりなどを通じて、新たな手法による保全方策の検討をしながら保全に取り組まれない。

○施策04：生産緑地地区の保全と活用

- ・取組み項目①：「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討
- ・取組み項目②：その他の生産緑地の保全活用方策の検討

都市部の貴重なみどりである農地を保全するため、生産緑地地区の追加指定や、後継者不足や従事者への支援といった課題に対応するための援農ボランティアによる取組みは、みどりの保全や都市農業の振興をといた観点からも重要である。より一層、市民や事業者の協力を得て農地を保全していく取組みを進められたい。

なお、本施策は生産緑地地区の取組みであるが、中間見直し以降の課題として、その他の農地についても追加指定以外に、従事者からのニーズを支援につなげられるような取組みを考えられるとさらによい。

○施策05：水環境の維持・保全

- ・取組み項目①：湧水や農地等の水路の保全

水源となる周辺環境の維持保全に取組み、湧水や水路など、みどりと一体となった水環境の保全を推進されたい。また、取組みを進めるための調査の実施を検討されたい。

- ・取組み項目②：公園緑地の池やせせらぎの維持改善

市民の憩いの場や良好な都市景観としての水環境を維持するための継続的な維持管理を行うとともに、池の水質環境にも注視し必要に応じて改善を図られたい。また、生物多様性を踏まえた啓発等も検討されたい。

- ・取組み項目③：乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善

モニタリング調査やパトロール等による水質汚濁防止の啓発などに引続き取組まれたい。

○施策06：周辺自治体との広域連携の推進

- ・取組み項目①：周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用
- ・取組み項目②：市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり

多摩市は、多摩丘陵の一翼を担い東京都だけではなく神奈川県とも隣接し、多摩川流域で捉えるとさらに広域的なエリアとなることから、引続き周辺自治体との連携を図りながら市域を越えた取組みを推進されたい。また、みどりの保全を

維持し、環境の大切さを次世代につなげられるよう啓発に努められたい。

なお、隣接行政間だけではなく市民団体レベルでの活動も非常に有用であり、市民団体間のさらなる連携につなげるため、周辺自治体による会議でそれらに対する支援等を提案・検討されるとよいのではないか。

施策方針B：暮らしと調和したみどりの適切な育成管理

○施策07：安全安心な暮らしと調和したみどりの構築

- ・取組み項目①：公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築

みどりの量と質の確保並びに生活環境に配慮するため、引続き地域の参画を促し合意形成を図りながら、暮らしとみどりが調和する公園緑地の育成管理をされたい。

- ・取組み項目②：防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築

減災という観点を加わえ、防災とあわせた機能向上を図るために、今後も「多摩市地域防災計画」を踏まえた公園緑地等を活かすみどりの防災拠点や防災ネットワークの再構築を推進されたい。

- ・取組み項目③：景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築

人によって好ましい街なみ景観は異なり、また地域によっても異にする場合もあり、取組みにおける合意形成、判断が難しい面があるが、多様な意見のバランスをとりながら、地域の景観特性に配慮した育成管理等のあり方の構築を進められたい。

○施策08：みどりの適正な育成管理

- ・取組み項目①：「街路樹よくなるプラン」に基づく街路樹の管理の推進

「多摩市街路樹よくなるプラン」（街路編）の改定をしながら、引続き街路樹の適正な管理を進められたい。

- ・取組み項目②：「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進

地域に根差した育成管理を進めていくことが大切であり、地域住民と作成した「みどりのカルテ」等を具体的な活動につなげ、身近な街区公園を中心に市民からの新たな活用提案とその提案への対応も推進されたい。

- ・取組み項目③：民有樹林の育成管理
引続き、維持管理支援への多様な手法を検討し、民有樹林の管理を支えられたい。

○施策09：パートナーシップによる公園緑地等の育成管理

- ・取組み項目①：既存支援制度の活用による持続的な育成管理
既存の公園愛護制度やアダプト制度のようなパートナーシップ方式を活用して、各公園緑地の特性を活かした市民による身近な公共空間の美化清掃を行いながら、会員の高齢化等に対応するための参加者の拡充方策も検討しつつ継続的に推進されたい。

- ・取組み項目②：グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理
公園緑地の対象箇所や活動インセンティブの拡充、人材育成等の取組みを推進し、企業参画の仕組みの検討等もされたい。

- ・取組み項目③：市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進
引続き、公園緑地の美化や育成管理への関わりを深めていくイベントの開催に取組まれたい。
最近では、ボランティアが専門化しグループではなく個人に関わりたい方も増えている中で、イベント開催の実施や支援だけではなく、個人参加を促す取組みの検討も必要と考えられる。

施策方針C：身近なみどりの創出と公園緑地の再生

○施策10：身近な緑化の推進

- ・取組み項目①：多摩市街づくり指導基準の強化や緑化などへの意識高揚の推進
緑化指導基準に基づく緑化指導にあたっては、実施効果の検証を踏まえ、基準の精査や手続き等の見直し、また、みどりの保全や緑化等に積極的に取り組んでいる事業者を評価し、インセンティブの付加につながる手法を検討しながら、取組みを推進されたい。

- ・取組み項目②：公共施設の緑化推進
市民が省エネルギーや緑化への意識を高めるためにも市役所、学校等の公共施設等が率先してグリーンカーテン活動等による緑化をしていくことが必要であ

り、引続き庁内関係課等と連携して取組みを推進されたい。

・取組み項目③：市民の身近な緑化活動への支援

アダプト制度やグリーンカーテン活動等既存の取組みを継続し、イベント等でも身近な緑化を推進していくとともに、団体間のネットワークづくりなど新たな緑化支援を検討されたい。

○施策 1 1：公園緑地のリニューアル

・取組み項目①：公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新

施設関連の予備調査・健全度調査等を踏まえた「公園施設長寿命化計画」の策定の取組みに追加することについては、特に次代を担う子どもと高齢者が十分活用できる場として公園施設のリニューアルに取り組まれたい。

・取組み項目②：借地公園の適切な見直しの推進

公園緑地の配置状況や住民ニーズ、土地所有者の意向等を踏まえ、今後の必要性や財政負担等を検討しながら、引続き取組みを進められたい。

・取組み項目③：市民参加型のリニューアルの推進

老朽化による再整備の必要性の高い公園等は、地域住民及び利用者のみどりへの思いや情報交換等での意見による利用者ニーズや地域特性を捉えて、地域の合意形成を図りながらリニューアルを推進されたい。

○施策 1 2：みどりのリサイクルの推進

・取組み項目①：剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進

・取組み項目②：みどりのリサイクルのあり方の検討

みどりづくりは土づくりも重要であり、剪定枝等の土壌改良材としての利活用は今後も必要である。ただし、現状としては土壌改良材の受入先が多くなく、製造過程における資源化施設での熟成スペース確保の問題もあるため、土壌改良材以外での利活用や木質バイオマスとしての活用方法の検討を引続きされたい。

施策方針D：歴史文化の保全と活用

○施策13：文化財等の保全と活用

- ・取組み項目①：史跡文化財や歴史的空間の保全

市内に数多く歴史を感じさせるみどりや歴史的文化財は、次世代に継承すべき財産として、引続き保全・維持管理を進められたい。

- ・取組み項目②：みどりと連携した史跡文化財の活用

史跡周辺のみどりが一体となって市民が楽しめ、身近に感じられる活用支援への継続的な取組み、また史跡文化財に関するイベントでは、さらに多くの市民参加が集められるような魅力ある講座等の開催を検討されたい。

管理指標

- ・①みどり率（市内に占める樹林地、公園緑地、水面などで覆われた面積の割合）
本指標により、みどり量を把握することは適切であるが、量から質への転換に向けた施策の取組みを計測し評価するためには、新たに指標を設定するなど検討の余地があると思われる。現状では、本指標により進捗状況等の評価をせざるを得ないが、みどり率をそのまま用いるかどうかは今後の課題として捉えられたい。
なお、数値をパーセントで表すだけでなく、面積が併記されているとわかりやすいため、表記方法の工夫も検討されたい。
- ・②みどりが豊かと感じる市民の割合
市政世論調査における、みどりが豊かと感じるかという設問は、市民から質についての評価という観点からも把握できるよい指標である。
- ・③みどりの維持管理活動に参加したことの市民の割合
本指標は重要であるが、今後の市政世論調査において設問の解説を加えるなど調査手法の工夫、改善等を考えていくべきである。
- ・④更新が必要な公園緑地の施設更新達成率
本指標により、施設更新の計画的な実施度合いを把握するものであるが、成果の表現の仕方などは工夫ができるのではないかと。
- ・⑤地域の歴史文化活動に参加したことの市民の割合
本指標の意味を適切に捉えて、今後の市政世論調査において設問の解説を加えるなど、調査手法の工夫、改善等も考慮し、適切な管理指標として利用していただきたい。

2. 生活環境分野

施策方針E：健康的で安全安心な暮らしの保持

○施策14：公害の発生防止と迅速な対応

・取組み項目①：公害の発生防止

市民が安心して生活するために、今後も関連法令等に基づく規制・指導・監視を行うほか、啓発にも努めながら、公害の発生を未然に防ぐ取組みを進められたい。

・取組み項目②：公害への迅速な対応

今後、公害等が発生した場合、環境回復に向けて必要に応じた迅速な対応をされたい。

○施策15：生活環境の保全

・取組み項目①：生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供）

今後も定期的な調査を継続して実施し、これらの結果を市民が安心して生活するためにも情報提供を行い、生活環境の保全に取り組まれたい。

○施策16：放射線への対応

・取組み項目①：放射線にかかる情報提供と迅速な対応

市内の空間放射線量率の定点測定や市民から依頼のあった食品検査の実施については、放射線に対する市民の安心のため、理解しやすい情報提供に努め、引き続き必要な取組みとして進められたい。

なお、福島原子力発電所事故後の放射線による影響に対する考え方については、様々な機関、また個人などでも見解が異なっている。

放射能問題は決して風化してよいものではなく、今後も、多摩市として真摯に向き合いながら、市民が安全安心して生活できる取組みを継続していくべきである。ただし、事故から5年以上が経過した現在においては、コスト、これまでのデータ、世代間の関心度合いなどを踏まえながら、現状の測定や検査、情報提供体制のあり方などといったことを整理し、施策を進めていく必要があると考える。

施策方針 F：美しく快適なまちの保持

○施策 17：まち美化の推進

・取り組み項目①：まち美化の推進

平成 24 年 10 月から施行した「多摩市まちの環境美化条例」の周知状況から、新たな施策展開を検討し取り組むとし、また、市民（市民団体等）、事業者は、地域での清掃活動への参加を取り組み内容に位置付け、まち全体としての環境美化をさらに進めていくことには異論はない。

多摩市の現況としては、まちの美化に関する支援や啓発等により施策の推進を図っているが、依然として、ごみのポイ捨てやたばこの吸い殻等の散乱が見受けられるため、検討が必要であると考え。同時にまち美化キャンペーンの実施内容の工夫や、路上喫煙や歩行喫煙防止の啓発などを充実し、市民、事業者等との連携を図りながら、より一層効果的な取り組みとされたい。

そのほか、市内では地域でのペットのふんの放置が目立ってきている状況もあるため、庁内関係所管等と連携して対策にもあたられたい。また、落書き対策の検討も必要と思われる。

なお、まちの環境美化は、特に 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けてということではなく、来訪者へのおもてなしの心と、「わがまち」は「わが家」であることを常に意識し、今後も啓発に取り組まれたい。

○施策 18：路上駐車・放置自転車の防止

・取り組み項目①：路上駐車・放置自転車の防止

路上駐車や放置自転車の防止に向けては、利用者のモラル向上や使いやすい駐輪場整備等が大変重要であり、今後も関連する地球環境分野の施策にもつながっていくような環境整備の取り組みを推進されたい。

○施策 19：みどりと都市が調和した街なみの保持

・取り組み項目①：原風景の保全

良好な景観づくりのため、今後も開発指導や将来の確保に向けての取り組みを進められたい。

なお、農地のある風景は、多摩市の原風景における非常に重要な要素の一つであると考えられる。農地を保全していくため、援農ボランティアなどの支援の取り組みはあるが、税制という大きな制度的な課題もあり、このあたりは基本計画を超えてくるものではあるが、こういった課題も踏まえながら、いかに農地を残し

ていくかの検討を進められたい。

- ・取組み項目②：街なみに配慮した建物等の建設

今後も街なみに調和した公共施設等の建設に努め、民間の開発事業等に際しては、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づく必要な助言・指導をされたい。

また、大規模な公共施設の建設に際しては、多摩市の公共施設はまちの景観を構成する要素として先導的な役割を果たしていることから、調和した街なみを創出していくような取組みや、市民主体のまちづくりを進めるといった考え方をもちながら取り組むことも必要である。

- ・取組み項目③：街なみの保全や育成等に関する制度等の活用

引続き、地区計画等の適切な活用により地域主体の街なみの保全や育成を支援されたい。

管理指標

- ・ ①大気汚染にかかる環境基準適合率
定期調査の結果を公表し、公害の発生防止と迅速な対応につなげられたい。

- ・ ②水質汚濁にかかる環境基準適合率
定期調査の結果を公表し、公害の発生防止と迅速な対応につなげられたい。

- ・ ③地区計画の地区整備計画面積
本指標は、地域主体の街なみの保全や育成に関する制度等の活用につなげていくものであるが、地域の実情が地区計画を策定した当時と変化してきていることが課題としてあることなどを鑑み、今後は地区計画を変更した面積も併記するなど、単に「面積」の大きさだけ測る指標設定の見直しの検討が必要になっていくのではないかと。

- ・ ④ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合
本指標により、まちの環境美化に関する新たな施策を展開し、取組みの推進につなげられたい。

- ・ ⑤放置自転車台数
本指標により、駅周辺の安全で快適なものを目指し取組まれたい。

3. 地球環境分野

施策方針 G : ごみの減量と資源の有効利用

○施策 20 : ごみの発生抑制と減量の推進

・取組み項目① : ごみの発生抑制と減量の推進

平成 30 年度に改訂予定である「多摩市一般廃棄物処理基本計画」（以下「一廃計画」という。）は、これに基づく実施施策の検証・見直しを行い、本施策にも通じる「ごみの発生抑制と減量の推進」に向け市が取り組むべき方向性も示される予定であることから、「多摩しみどりと環境基本計画」との関連性を明確化するため、本取組み項目に改めて位置付けられた一廃計画に基づき、さらに取組みを進められたい。

特に可燃ごみの中で高い割合を占める生ごみについて、家庭や事業所での食べ残し、いわゆる「食品ロス」にはさまざまな問題があり、市民（消費者）のほか生産者や販売者への働きかけも重要であることから、市内の所管がそれぞれで啓発を行うのではなく組織を横断した仕組みによる対策を検討されたい。

さらに、市民に根付いてきたマイバック運動やノーレジ袋等の活動推進に対する支援を今後も継続されたい。

また、本施策全体とのことではあるが、市民へのパンフレット等での周知にあたっては、分りやすさと情報量のバランスにも考慮しながら啓発に取り組まれたい。

事業系ごみが増加していることについては、評価・分析が必要である。あわせて、ごみの排出量については経済活動とリンクしていることから、多面的な考察を踏まえ、今後、例えば適切なごみの発生量も考える必要があるのかもしれないのではないか。

・取組み項目② : エコショップ・スーパーエコショップの推進

「エコショップ」認定制度のさらなる周知や認定店の増加、事業者及び市民によりメリットをもたらすような利用促進の検討を行いながら、取組みを進められたい。

なお、対象を店舗だけではなく「エコオフィス」として事務所にも広げられると、さらなる環境に配慮した事業活動が推進されるのではないか。

○施策 2 1 : ごみの適正処理に向けた分別の徹底

・取組み項目① : ごみの分別の徹底

現在の分別方法は複雑多岐にわたり、分りにくさも見受けられるため、ごみが排出された後の処理方法の基本的な考え方を示すことで、市民の理解につながるのではないかと。

また、高齢化の進展により懸念されることとして、粗大ごみの搬出、細分化したごみ分別方法の分りにくさが挙げられる。これらの支援として、例えば、多摩市教育委員会と連携し、近所の小学生が収集日に高齢者宅を訪問して分別やごみ出しをしたり、子ども達が地域の一員としてボランティア活動に参加することができれば、環境教育として効果も得られると考えられる。

さらに、不法投棄は、分別の徹底の取組みを進めるうえでの大きな課題の一つであり、道路や公園、民有地などあらゆるところで考えられるため、その対策も進められたい。

○施策 2 2 : 資源の有効利用

・取組み項目① : 資源の有効利用

グリーン購入に関する取組みに関して、リサイクルの観点だけではなく、環境負荷が大きい物質等の使用又は排出しないものや、資源・エネルギー消費が少ないものなど広く環境に配慮した物品等の調達が必要であることから、多摩市の役割における「リサイクル製品」等の購入を「環境に配慮した物品」へ見直し、率先して取組むことに異論はないが、市民（市民団体）、事業者も見直し、市域全体で環境負荷の低減を目指し、情報発信してはどうか。

・取組み項目② : 焼却灰の再利用

焼却灰の再利用としては、エコセメント化という方針で進めざるを得ない部分があり、妥当性を持って進んでいる。

ただし、多摩市の責務ではないが、これらが建築資材として本当に活用されているのかを注目することも必要かもしれない。そして、これらの取組みを広く周知するための工夫をするとよいのではないかと。

資源化の一方で、再利用する焼却灰を減らすため、排出されるごみ自体の減量の取組みも推進されたい。

- ・取組み項目③：リサイクル活動の支援

資源集団回収に取り組む団体の増加に向けPRに務めるとともに、地域でのリサイクル活動がしやすい環境づくりに向け、今後も資源集団回収等の取組みを支援されたい。

○施策23：生ごみのリサイクルの推進

- ・取組み項目①：生ごみ堆肥化の促進

全市民ができることである「水切り」の啓発に取り組むほか、発生する生ごみを堆肥として資源化する「ダンボールコンポスト」の普及啓発や活用方策の検討、今後はリサイクルに加え、発生抑制（リデュース）の視点から「食品ロス」対策等の取組みも進められたい。

なお、資源化した堆肥の活用と関連して、土のリサイクルといったところでは、他環境分野の取組みではあるが、土の活用方法や外来種の伝播等の課題の情報提供をしていくことも必要ではないか。

施策方針H：エネルギーの有効利用

○施策24：省エネルギーの推進

- ・取組み項目①：省エネルギーの実践

平成30年度に中間見直しを予定している「第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」（以下「実行計画」という。）について、同年度からは、現実行計画の取組みや実施効果等を踏まえた見直し後の実行計画に基づき、より一層の省エネルギーの推進及び温室効果ガスの削減に努めていくことを本基本計画中にも位置付けることには異論はない。

市民への普及啓発では、地域や全市的な活動により、取組みの効果があつたと考えられる。夏の「クールシェア事業」以外にも、今後は冬の省エネルギー対策として、「ウォームシェア」による取組みも充実され、一年を通しての普及啓発も必要である。また、国や東京都でもさまざまな支援策を行っているので、市民への情報提供を含め、多摩市の特性を踏まえた効果的な活用をされたい。

一方、事業者に関しては、エネルギーの見える化が最重要である。また、日常的に環境意識を高めるため、基本から始めるのがよいのではないか。

- ・[新規] 取組み項目：水素エネルギー利活用の推進

国、東京都における低炭素社会、水素社会実現に向けた計画目標等を踏まえ、本基本計画に取組み項目を追加し、多摩市が率先して水素エネルギー利活用の普及啓発をしていくことに異論はないが、この取組みにあたっては、例えば環境イベントでの燃料電池自動車（水素自動車）の展示等では、新エネルギーに対するアピール効果を最大限に引き出す工夫をしながら普及啓発をされたい。

- ・取組み項目②：省エネルギー型の設備や機器の導入

引続き、道路の街路灯、公園の公園灯LED化や公共施設へのLED照明や空調設備等の導入を進め、省エネルギー効果を高められたい。

なお、街路灯・公園灯LED化とあわせ、場所によっては、防犯安全上の観点から補助灯の設置を検討されたい。

- ・取組み項目③：みどりによる省エネルギー活動の推進

公共施設での屋上緑化やグリーンカーテンづくり等を着実に取組むことにより、今後もみどりによる省エネルギー活動の普及啓発につなげられたい。

なお、グリーンカーテンづくりは、省エネルギーの観点だけではなく、資源循環や生物多様性、持続発展教育・ESDとも大きく関わり、今後は量から質への転換の取組みもさらに進められたい。

○施策25：再生可能エネルギーの推進

- ・取組み項目①：再生可能エネルギーの導入促進

公共施設改修時の太陽光発電設備導入のほか、住宅向けの創エネルギー・省エネルギー機器導入については、地域性や社会環境等を踏まえながら、再生可能エネルギーの普及と効果的な活用に取り組まれたい。

また、太陽光発電は固定価格買取制度により価格が引下げられている一方で、電力自由化により電力会社や料金メニューの選択肢が広がっている状況である。そのため、発電設備・機器の導入以外に、自然エネルギー由来の割合が高い電力の調達や、それらの取組みを市民への周知することも再生可能エネルギーの推進に重要と考えられる。

- ・取組み項目②：ごみ焼却の余熱利用の推進

ごみ焼却の余熱利用による省エネルギーの効果は依然大きいものがあり、本取組みを進めていく必要がある。

なお、ごみの減量・資源化が進んだ結果として、熱供給量、売電量ともに減少

する状況は、ごみ処理の観点からは好ましいので、取組み成果の評価方法を考えられたい。

施策方針 I : 良好な水循環の推進

○施策 26 : 雨水地下浸透の推進

・取組み項目① : 雨水地下浸透の推進

建設費用や維持管理コストは増加するが、環境面、災害面でも必要な取組みとして条件の整う箇所では、雨水の透水性舗装の整備や地下浸透施設の導入を引続き進められたい。

将来的には費用対効果の検討も必要と思われる。

○施策 27 : 雨水貯留施設の推進と水の有効利用

・取組み項目① : 雨水貯留施設の導入と活用

建設費用や維持管理コストは増加するが、環境面及び災害面、水道使用料削減のコスト面でも必要な取組みとして、また、条件の整う箇所では、雨水の貯留施設の導入と活用を引続き進められ、市民への補助制度もPRされたい。

施策方針 J : 環境にやさしい交通の推進

○施策 28 : 自動車排出ガスの削減

・取組み項目① : 環境にやさしい自動車利用の推進

今後も低公害車等環境にやさしい自動車の導入を進めるとともに、エコドライブの推進をされたい。

○施策 29 : 公共交通・自転車利用の促進

・取組み項目① : 公共交通利用の推進

引続き、なるべく自動車の運転を控え、鉄道・バス等公共交通機関が利用されるよう公共交通の体系づくりや利用の促進をしていくとともに、今後は公共交通機関利用者に向けてのルールやマナーの啓発も必要である。

・取組み項目②：自転車・徒歩による健康増進

徒歩による移動や自転車を利用しやすい環境にするため、道路や駐輪場の整備だけではなく、安全への配慮、市民へのマナーの徹底にも考慮しながら取組みを推進されたい。

さらに、自動車から自転車への利用を推進するため、電動アシスト自転車の普及啓発も考えられるとよい。例えば、購入補助であったり、駅と公共施設間のレンタルサイクルであったり、高齢者や子育て支援等の観点からも、今後必要となってくる取組みではないか。

また、多摩ニュータウンは歩車分離により整備された非常に充実した遊歩道があり、多摩市やいろいろな市民団体が徒歩による健康増進の取組みを行っている。市においては、部を超えた庁内連携や情報集約していくことも推進に向けての一つの手段である。

管理指標

- ・①家庭系ごみ排出量（市民1人1日あたり）

本指標により、ごみ減量の施策の進捗状況や実施効果を把握し、取組みを推進されたい。

- ・②再生利用率

本指標により、資源の有効利用の施策の進捗状況や実施効果を把握し、取組みを推進されたい。

- ・③スーパーエコショップ認定店舗の数

本指標を設定する目的は適切であるが、「計測方法」の記述内容について、「新エコショップ制度」は平成24年度に予定どおり開始しているの、「平成24年10月開始を予定しており、」を「平成24年10月に開始し、」に修正されたい。

- ・④市内の二酸化炭素（CO₂）排出量

適切な指標と考えるが、出典元がデータを公表するタイミングで年次がずれてしまうため、他に数値を適時把握できる方法等があるとよい。

- ・新規 市内のエネルギー使用量

市内の二酸化炭素（CO₂）排出量の削減目標が基準値マイナス6%であるのに対して、本指標の削減目標が「減らす」というのはかなり緩い印象を受ける。

特に東日本大震災後の電気による二酸化炭素排出係数の増加により、省エネルギーへの取組みに努力した結果が温室効果ガス排出量に表れにくいため、取組み効果の可視化として、このような管理指標、目標設定にしたことは理解するが、温室効果ガス排出量を減らすことは私たちに課せられた命題であることは肝に銘じられたい。

- ・⑤雨水貯留槽設置件数

本指標により、雨水貯留槽の導入状況を把握し、雨水貯留の推進と水の有効利用の取組みを推進されたい。

- ・⑥ミニバス利用者数

上方修正する目標の達成に向け、取組みを推進されたい。

4. 環境情報分野

施策方針K：環境教育の推進と環境学習・環境活動の充実

○施策30：地域と連携した環境教育の推進

・取組み項目①：E S Dの推進

持続的発展教育・E S Dのさらなる推進に向けては、「多摩市子どもみらい会議」の開催等、今まで実践してきた取組みの成果を共有し、改善・充実をしていく見直しに加え、「持続的発展教育・E S D」への理解と認知度を上げる工夫も必要である。また、よりわかりやすくするよう地域の方が率先して関わられるような仕組みづくりに努めるとともに、本基本計画における取組み項目名等に用いている「E S D」の名称は、「持続的発展教育・E S D」に統一されたい。

今後も環境意識の高い人材を育成していくため、気候変動、食品ロスなどの問題や農業体験も小中学校の教育に積極的に取り入れ、地域、市民団体等と連携・交流をしていくことが重要である。

なお、環境教育を進めるにあたっては、身近な生き物の中に外来生物が含まれる可能性があるため、このことを留意されたい。

・取組み項目②：幼少期における環境学習の推進

幼少期から環境への関心を高め、理解を深める環境学習の取組みを基本計画に位置付けていることは大変重要であり、今後も楽しみながら学べる環境学習を実現できるよう取組まれない。

新たに農業体験実施の取組みを展開することは、農業をされる方の高齢化や後継者不足等の課題がある中では、これらの解決にもつながる効果が期待できる。

ただし、作物を育てるプロセスの中には、種まきや作付け、収穫だけでなく、雑草の除去などといった“間”の管理も含まれる。そのため、農業体験事業のプログラムでは、子ども達が種まきから収穫までに行われる“間”の管理にも参加できるような方法を、指導者への負担が大きくなるよう継続できる形で実施する必要がある。

○施策31：環境を楽しむ体験型活動の充実

・取組み項目①：子どもを対象とした環境活動の推進

子どもが環境活動にただ参加するだけでなく、自分たちで理解し行動するには、主体的に関わり率先して参加する仕組みが重要であり、今後宿泊キャンプな

どを通じて、中学生がボランティア活動だけではなく、ジュニアリーダーとして育成していけるような活動にされたい。

・取組み項目②：環境を楽しむ多様な機会の提供

引続き、各種団体と連携して自然とふれあい、地域の伝統的生活を楽しむ様々な取組みを進められたい。

多摩市公式ホームページでの市内で見つけた生き物の情報や写真を投稿する取組みについては、より投稿数が増えるような工夫を、家庭菜園による農に親しむ場の提供については、農家・農地を支援する取組みが必要である。

市民団体のメンバーの高齢化が進み、次世代の担い手の育成が必要とされる中、各種講座などでは、若い方を含め女性の受講者が増加している傾向は大変喜ばしく、将来の子育ての中でも活かしてもらえれば幸いである。

今後も団体等と連携をして環境に関するイベントを提供し、意識向上につながるよう期待する。

○施策32：人材の育成と体制づくり

・取組み項目①：指導者・リーダーの育成

次世代の指導者を育成していくには、市民団体同士の交流が重要で、さらに、日頃から市民団体のスタッフによる若手のスカウトも必要である。この人材探しはかなり負担になっているため、そのサポートをしながら、みどりや環境を守り育てるリーダーや活動する人の育成を進められたい。

・取組み項目②：活動拠点の提供と活用

今後もみどりや環境に活動拠点として、グリーンライブセンター等の活用や場の提供をされたい。

・取組み項目③：活動支援

引続き、みどりや環境に関する市民団体やボランティア活動をされる方の要望を把握して、物品や会場の提供など活動の支援に引続き取組まれたい。

・取組み項目④：各種団体や市民、指導者との連携支援

みどりと環境に関わる市民団体同士のネットワークづくりによって、お互いを支えあいつながり広めていく体制を構築しながら、今後も連携の支援を推進されたい。

施策方針L：環境に関する情報発信の充実

○施策33：みどりと環境に関する普及啓発

・取組み項目①：環境に関する情報提供や広報の推進

みどりと環境に関する図書館資料には多くの媒体があり、多方面にわたって資料を収集しながら貸出しを行う必要があるため、今後の図書館での取組みを多様な媒体資料の収集・貸出しに見直すことには異論がない。

環境への取組みを情報発信していくことについて、特に多摩市は持続発展教育・ESDを東京都内でも力をいれて推進しているポジションであることから、ユネスコスクールの取組みとあわせ、ウェブ等による情報発信の仕方を工夫して、さらに認知度を高められたい。

また、環境や教育の分野の情報の発信に関して、組織を横断した中でのさらなる連携・体制づくりや、多摩市公式ホームページのトップページに環境に関するバナーを作るなどの工夫の検討を進められたい。

なお、自治体における情報提供の特徴的なこととして、紙面に詰め込みすぎることが多く、受け手の立場に立ったPRになるよう読みやすく分かりやすい紙面づくりを心掛けられたい。

・取組み項目②：環境に関する施策の実施状況等の報告

今後も基本計画の適切な進行管理のため、多摩市の施策実施状況の確認と環境報告書の公表に取組まれたい。

・取組み項目③：みどりと環境活動等に関する情報提供の充実

引続き、各種団体と連携を図りながら、市民が参加しやすいPRに努めるとともに、たま広報、多摩市公式ホームページ、チラシ等、受け手側の状況を踏まえて、多様な手段による情報提供の充実を進められたい。

○施策34：環境の安全性に関する情報提供

・取組み項目①：環境に関する適切な情報公開

生活環境の安全性に関する情報提供の手段を、様々な媒体を活用しながら広く周知していくことには異論ないが、ターゲットに応じて一番有効な手法により発信していくことも考慮しながら、適切な情報提供をされたい。

また、イベントや現状に対する報告的な情報と、安全等に関するものの周知は伝える趣旨を異にするものであり、どのぐらい危険性のあることがどのぐらいの

リスクで起こるのか、正確に伝えるということがあるので、一般的なことを伝える広報戦略とは別に、ホームページ等で迅速に情報を提供する取組みを今後、より洗練化されたい。

・取組み項目②：環境に関する相談窓口での対応

今後も苦情への相談に対しては、庁内や関係機関等と情報共有など連携を強化し、迅速に対応できる体制を整え、取組まれたい。

管理指標

- ・①子どもを対象とした環境に関する活動の実施回数

活動の質の効果測定は難しいかもしれないが、毎年度その年に実施した取組みを検証し、次年度に改善できるような指標を検討もらいたい。そして、今後も次世代の環境保全を担う子どもが環境活動を通して自然の豊かさ、大切さをより実感できるようなことを学ぶ機会として環境活動を推進していただきたい。

- ・②ユネスコスクールホームページへの環境教育の取組みの情報発信及び更新

平成 25 年度に全校がユネスコスクールホームページにおいて環境教育の取組みを情報発信し、目標が達成されている。今後は、ユネスコスクールとしての取組みの効果的な情報発信や、「多摩市子どもみらい会議」で発信された実践内容を環境教育等の視点から分析可能な指標を検討し、持続発展教育・E S Dの取組みをさらに推進して、これらの成果を学校に還元してほしい。

2. 多摩市みどりと環境基本計画中間見直し（原案）に関するパブリックコメント

①実施内容

・実施期間 平成29年3月21日から平成29年4月4日まで

・提出件数 2件

・提出方法の内訳

提出方法	持参	郵便	ファクシミリ	インターネット 手続き	回答箱
件数	0件	0件	0件	0件	2件

・環境分野別意見内訳

分野	自然環境	生活環境	地球環境	環境情報	その他
件数	1件	0件	0件	0件	1件

②ご意見の内容とご意見に対する市の考え方

【自然環境分野】

ご意見の内容
<p>多摩市は公園、みどりが多くきれいに整備されていると思います。 提案ですが、菜園を増加していただきたいと思っています。利用者からの使用料を収益にし、公園整備にかかる費用を削減します。菜園利用者の家族、子供さんのおられる家庭でしたら、旬の野菜が食べれて、まさに食育です。野菜は生命のかてといっても過言ではないでしょうか。 夏場の公園の草刈り作業を見て、もったいない地面だと思っるのは私ばかりでしょうか。高齢者で、多くの方が菜園やってみたいと言っています。どんどん宅地化する地面、残念に思っております。 一考をお願いいたしたくペンをとりました。</p>
ご意見に対する市の考え方
<p>公園の利活用について、近年では多様な機能が実現できる場所としての可能性が注目されています。 ご提案の公園での菜園については、現在、市では公園敷地を活用した菜園利用をしていませんが、今後、市民の皆さんのライフスタイルやニーズに対応するため、関係所管を含め市民の皆さんと一緒に考えながらその利活用について検討していきたいと考えています。</p>

※その他、中間見直し（原案）に直接該当しないご意見が1件寄せられました。